

第3回大田原市庁舎整備等検討委員会において確認された事項

1 庁舎の整備手法と概算費用

- (1) 第3回庁舎整備等検討委員会で示した「庁舎の整備手法と概算費用」については、第4回委員会で絞り込む作業を行う。
- (2) 「庁舎の整備手法と概算費用」から、次の分類は削除する。
 - ・ 必要な延床面積 8,700 m²に増床して建替える
 - ・ 被災した本庁舎を 4,825 m²で建替える※ 2-(1)-ア-(7)(イ)、(2)-ア-(7)(イ)、(2)-ウ の5つの分類が削除されますので、14分類から9分類に変更になります。

2 P F I 方式の整備手法の検討

庁舎整備等に当たり民間資金等を活用した P F I 方式の活用可能性について、引き続き事務局で検討を行う。